

<月次報告様式（新様式 平成29年7月～）>

令和4年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R4.12.10	R4.12.23	令和3年度 兼業実績報告	1	1															（7条2号）氏名、職員の所属、従事時間、移動時間、うち職免及び報酬計は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため （7条2号）兼業先名称は、当該職員の居住する自治体に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるため （7条3号）職員の所属・氏名は、当該兼業を行う職員の所属、氏名が明らかになることにより、申請団体が実施する試験委員の情報を推測され、試験実施の公平性が損なわれることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条3号）職員の所属・氏名は、当該兼業を行う職員の所属、氏名が明らかになることにより、兼業先団体の非常勤特別職の情報を推測され、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	住宅政策本部 住宅企画部総務課
2	R5.1.5	R5.1.13	・仙川アパート （1）仙川アパートから 調布緑ヶ丘二丁目アパート新13・15号棟へ移転される皆様へ鍵渡しのお知らせ（12月26日） （2）仙川アパートから 調布緑ヶ丘二丁目アパート新14号棟へ移転される皆様へ鍵渡しのお知らせ（12月26日） ・高井戸東一丁目アパート （1）高井戸東一丁目アパートから移転される皆様へ保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（12月16日） （2）放置自転車等の撤去のお願い（12月16日） （3）都営住宅での犬や猫等の飼育はお断り ・高円寺アパート （1）都営高円寺アパートにお住いの先発移転（2月16日許可）の方へ「ゴミの出し方説明会」の開催について（12月13日） （2）高円寺アパート1号棟後半移転（3月1日許可）の皆様へ後半移転世帯の入居手続書類の提出等について（12月16日） （3）都営高円寺アパートにお住まいの方へ建替移転に伴う確認書類について（ご提出のお願い）（12月16日） （4）都営高円寺アパートにお住いの後発移転（3月1日許可）の方へ「ゴミの出し方説明会」の開催について（12月27日）	26	1															—	住宅政策本部 西部住宅建設事務所管理課
3	R5.1.5	R5.1.16	東京都知事（○）第○○号 株式会社○○に係る次の公文書。 ・令和○年○月○日受付第○○号の宅地建物取引業免許申請書類のうち、決算書（決算書の表紙、貸借対照表、損益計算書）	3	1															—	住宅政策本部 民間住宅部不動産課
4	R5.1.5	R5.1.17	江北七丁目（保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）） 常盤台四丁目（移転先住宅の使用許可日の決定及び保証金の納入・鍵の交付について（お知らせ）） 新宿四丁目（移転説明会資料（新宿四丁目アパート3-3期）、移転説明会資料（新宿四丁目アパート3-3期）） 辰巳一丁目（移転説明会資料、移転先住宅見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料） 田端新町一丁目（1人世帯の移転先住宅の追加について） 東砂二丁目第2（保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）） 南青山一丁目第2（移転説明会開催のお知らせ） 南六郷一丁目（入居住宅の部屋決め抽選会及び今後の予定等のお知らせ（重要））	93	1															—	住宅政策本部 東部住宅建設事務所折衝課
5	R4.11.24	R5.1.23	地中探査結果について 給水管改修工事概要と費用について 配管図 埋設配管イメージ 露出配管イメージ 工程表（案）	8	1															—	住宅政策本部 都営住宅経営部住宅整備課
6	R5.1.10	R5.1.23	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト（令和4年12月13日現在）	※	1															—	住宅政策本部 民間住宅部不動産課

<月次報告様式（新様式 平成29年7月～）>

令和4年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R4.11.24	R5.1.23	狛江アパート24号棟西側道路地中探査報告書 狛江アパート24号棟屋外給水管修繕工事（埋設配管工事）に関する見積書（案） 狛江アパート24号棟屋外給水管修繕工事（露出配管工事）に関する見積書（案） 都営亀戸七丁目アパート併存店舗用給水管修繕について	40		1													(7条2号)添付された写真の顔貌、個人所有の自動車用ナンバープレート、個人名、は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号)単価、金額、経費率は、見積業者の保有する販売上の情報であって、公にすることにより、当該見積業者の事業活動が損なわれるものであるため。 (7条3号,6号)工事事業者名は、本件給水管改修に対する社会的な関心が高く、外部から工事事業者へ直接の問合せ等があり、その対応のために業務に影響が及ぶことが想定される。これにより、工事事業者の社会的活動の自由が損なわれるとともに、都と工事事業者との信頼関係が損なわれ、本件改修工事にとどまらず、今後の同種の工事又は工事の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課
8	R4.11.28	R5.1.23	都営亀戸七丁目アパート併存店舗用給水管修繕について	4		1													(7条2号)個人名、添付された写真の顔貌は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号)単価、単価コード、金額は、東京都住宅供給公社の保有する工事積算に関する情報であって、公にすることにより、公社の事業活動が損なわれると認められるため。 (7条3号,6号)電話番号は、本件に関連する給水管改修については社会的な関心が高く、外部から東京都住宅供給公社へ直接の問合せ等があり、その対応のために業務に影響が及ぶことが想定され、公社の社会的活動の自由が損なわれるとともに、都と公社との信頼関係が損なわれ、今後の都営住宅管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <（根拠規定）条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
 <公文書の枚数>